

6 新食第 1734 号
6 新食第 1737 号
6 新食第 1730 号
6 新食第 1729 号
6 消安第 4137 号
6 消安第 4140 号
6 畜産第 2105 号
令和 6 年 10 月 17 日

各都道府県畜産主務部長（別記参照） 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今般、北海道下において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、関係団体に対し別添のとおり通知しましたので、御了知願うとともに、関係者への御指導方お願いいたします。

別記

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局農林水産部長
神奈川県環境農政局農政部長
新潟県農林水産部長

富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食と農の振興部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長
香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長
沖縄県農林水産部長

6 新食第 1734 号
6 新食第 1737 号
6 新食第 1730 号
6 新食第 1729 号
6 消安第 4137 号
6 消安第 4140 号
6 畜産第 2105 号
令和 6 年 10 月 17 日

各団体の長（別記参照） 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、北海道下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、北海道においては、本病のまん延を防ぐために、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省としても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者への家きんの肉及び卵の安全性に関する情報提供を含めた正確な情報の発信に努めてまいります。

貴会におかれましても、発生県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

別記

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協会会長
一般社団法人 日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
豊橋養鶏農業協同組合代表理事組合長
公益社団法人中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会代表理事会長
全国農業協同組合連合会代表理事長
一般社団法人 全国動物薬品器材協会会長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会理事長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
飼料輸出入協議会
日本食肉輸出入協会会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
公益財団法人 日本食肉流通センター理事長
公益社団法人 日本農業法人協会会長
公益社団法人 日本食肉協議会会長
公益財団法人 日本食肉消費総合センター理事長
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長
一般社団法人 日本食肉協会会長
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長
東京食肉市場卸商協同組合理事長
公益社団法人 全国農業共済協会会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
一般財団法人 食品産業センター会長
食品産業中央協議会会長
公益財団法人 食品等流通合理化促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
一般社団法人 日本スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長
一般社団法人 日本百貨店協会会長

一般社団法人 全国スーパーマーケット協会会長
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会会長代表理事理事長
無添加食品販売協同組合理事長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会会長
全国水産物商業協同組合連合会会長
全国青果物商業協同組合連合会会長
日本チェーンストア協会会長
協同組合セルコチェーン理事長
一般社団法人 日本ショッピングセンター協会会長
一般社団法人 日本フードサービス協会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
一般社団法人 日本麺類業団体連合会会長
公益社団法人 日本べんとう振興協会会長
公益社団法人 日本給食サービス協会会長
一般社団法人 日本弁当サービス協会会長
一般社団法人 日本惣菜協会会長
日本デリカフーズ協同組合理事長
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
ピザ協議会会長
一般社団法人 日本回転寿司協会会長
公益財団法人 食の安全・安心財団理事長
一般社団法人 日本加工食品卸協会会長
一般社団法人 日本外食品流通協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本給食品連合会会長
全国中央卸売市場協会会長
全国公設地方卸売市場協議会会長
全国第3セクター市場連絡協議会会長
一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会会長
一般社団法人 全国青果卸売市場協会会長
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長
全国青果卸売協同組合連合会会長
一般社団法人 全国水産卸協会会長
全国水産物卸組合連合会会長
全国魚卸売市場連合会会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
日本エキス調味料協会会長
一般社団法人 日本ソース工業会会長
全日本カレー工業協同組合理事長
全国食酢協会中央会会長
全日本スパイス協会理事長
風味調味料協議会会長
全国ふりかけ協会会長
日本スープ協会会長
日本即席スープ協会会長

全日本菓子協会会長
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会長
日本ベビーフード協議会会長
日本凍結乾燥食品工業会会長
一般社団法人 日本冷凍食品協会会長
一般社団法人 日本パン工業会会長
一般社団法人 日本即席食品工業協会理事長
一般社団法人 日本パスタ協会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全国製麺協同組合連合会会長
日本プレミックス協会会長
日本フラワーペースト工業会会長
一般社団法人 日本冷凍めん協会会長
全国乾麺協同組合連合会会長
一般財団法人 食品安全マネジメント協会理事長
主婦連合会会長
一般財団法人消費科学センター代表理事
一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
全国女性団体連絡協議会会長

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日（10月17日（木曜日））北海道の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。

これを受け、農林水産省は、本日10時00分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：北海道厚真町

飼養状況：約1.9万羽（肉用鶏）

2. 経緯

(1) 昨日（10月16日（水曜日））、北海道は、道内厚真町の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日 23時40分、当該農場の鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（10月17日（木曜日））9時45分、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和6年10月17日（木曜日）10時00分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、植田

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

鳥インフルエンザについて (注) 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えられています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家き人と接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気がかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

